

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部 第6回本部員会議 次第

日 時:令和2年3月12日(木)

9:00~9:30

場 所:危機管理センター

災害対策本部室

あいさつ

議 題

(1) 新型コロナウイルス感染症にかかる県の対応

(2) その他

## 県民の皆様への知事メッセージ

- 本県においては、3月5日以降、新たな感染者は確認されていませんが、全国的には感染者が1300人を超え、連日感染者が確認されている状況です。
- こうした状況から、県主催のイベント等については、引き続き3月24日（火）頃まで原則中止または延期することとします。
- また、不特定多数の県民が利用される県立施設においては、休館や一部施設の利用停止等の措置を原則として3月24日（火）頃まで継続することとします。
- なお、イベントの規模や場所等のほか、個別の施設の特性等も踏まえ、感染防止対策に万全の対応がとれると判断できる場合には、イベントの開催や施設の開館等について柔軟に検討してまいります。
- また、県では「コロナに負けないぞ!!子ども応援プロジェクト」を立ち上げ、一斉休業となっている子どもたちに元気を持ってもらえるよう、テレビやYouTube、SNS等を活用し、様々なプログラムを展開することとしています。
- 国においては緊急対応策第2弾として必要な対策を講じることとされたところであります。今後とも、政府と足並みをそろえて、感染防止対策や経済への影響軽減対策などに万全の態勢で臨むこととしており、必要に応じて予算も含めた機動的な対応を講じてまいります。
- 県は今後も正確な情報を可能な限り迅速にお伝えしてまいります。
- 県民の皆様もお互いの人権を尊重し、冷静な行動をお願いします。

令和2年3月12日

滋賀県知事 三日月大造

## 新型コロナウイルス感染症にかかるイベント等の対応

県内では3月5日に1名の感染者が確認された後、新たな感染者は発生していないが、全国的には感染者が1300名を超え、連日感染者が確認される状況にある。

このことからイベント等の開催については引き続き3月24日（火）頃までは原則中止・延期することとする。

なお、以下の視点で検討し、可能なイベント等については、感染防止対策をしっかりと取った上で、開催を検討する。

また、県では「コロナに負けないぞ!!子ども応援プロジェクト」を立ち上げ、一斉休業となっている子どもたちに元気を持ってもらえるよう、テレビやYouTube、SNS等を活用し、様々なプログラムを展開することとしている。

### 【開催検討の視点】

- 参加人数はどれくらいか（参加者の連絡先、氏名を把握）
- 開催場所の換気はどうか（専門家会議では、密閉空間や換気が悪いことをクラスター発生の条件の一つにあげている）
- 参加者同士の距離はどうか（同じく専門家会議では、手の届く距離に多くに人がいること、近距離での会話や発声をクラスター発生の条件としている）
- 開催時間はどうか（長時間の開催が感染のリスクを高める）
- 参加者の属性はどうか（高齢者、基礎疾患を有する者、障害者などは重篤化しやすいといわれている）

なお感染の拡大状況を留意し、必要に応じて対応を見直す。

## 資料提供

(県政)

提供年月日：令和2年(2020年)3月12日  
部 局 名：健康医療福祉部  
所 属 名：健康福祉政策課  
係 名：総務係  
担 当 者 名：荻野、藤田  
連絡先(内線)：077-528-3510 (3510)

【高齢者施設に関すること】  
所 属 名：医療福祉推進課  
係 名：在宅介護指導係  
担 当 者 名：久門、狩谷  
連絡先(内線)：077-528-3523 (3523)

### 滋賀県が備蓄するマスクを県内高齢者施設等へ提供します

新型コロナウイルス感染症による影響で、マスク等の衛生用品が入手しにくい状況となっています。今月、県が県内高齢者施設1,644事業所を対象に行った調査(回答：526か所)では、3月14日までの必要分に対して、304か所で合計12万枚のマスクが不足することが分かりました。

高齢者は感染した際に重症化のリスクが高く、マスクの不足が続くことで事業所内での集団感染も危惧されます。

このため、滋賀県が備蓄するマスクを下記のとおり県内高齢者施設等へ提供することとしましたのでお知らせします。

なお、事業所によっては備蓄があることから、今回配布しない事業所・施設に対しては、県内事業所間で融通し合うよう県において調整を行う予定です。

#### 記

#### 1. 県が提供するマスクの枚数

約1万2千枚(県備蓄分のうち提供可能な枚数)

#### 2. 提供先

##### ①介護保険サービス事業所 …約7千枚

マスクが不足していると回答のあった304か所のうち、人の出入りが多い「通所介護事業所」および「小規模多機能型居宅介護事業所」計136か所へ各50枚程度提供します。

##### ②特別養護老人ホーム等の入所施設用に確保 …約5千枚

入所施設等で患者が発生した場合に重点的に配布できるよう一定数を確保します。

#### 3. 配布方法

県から各施設等あて郵送します。

# 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 - 第2弾 - (ポイント)

令和2年3月10日  
新型コロナウイルス感染症対策本部

- 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う（財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円）。
- 今後とも、感染の状況とともに、**地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。**

## (1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

### ◆ 感染拡大防止策

- ・ クラスター対策の専門家を地方公共団体へ派遣
- ・ 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助

### ◆ 需給両面からの総合的なマスク対策

- ・ ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、**マスクの転売行為を禁止**
- ・ **布製マスク2,000万枚**を国で一括購入し、**介護施設等に緊急配布**
- ・ **医療機関向けマスク1,500万枚**を国で一括購入し、**必要な医療機関に優先配布**
- ・ マスクメーカーに対する**更なる増産支援**

### ◆ PCR検査体制の強化

- ・ PCR検査設備の民間等への導入を支援し、**検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)**
- ・ PCR検査を**保険適用(公費補助)**により引き続き自己負担なし)

### ◆ 医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速

- ・ 緊急時に**5,000超**の病床確保と**人工呼吸器**等の設備整備支援
- ・ AMED等の活用による**治療薬**等の開発加速

### ◆ 症状がある方への対応

- ・ **傷病手当金**の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底

### ◆ 情報発信の充実

- ・ 政府広報等の活用等による、**わかりやすく積極的な広報**(典型的な臨床情報等)
- ・ **在留外国人、外国人旅行者**に対する多言語での適切迅速な情報提供

## (2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

### ◆ 保護者の休暇取得支援等

- ・ 正規・非正規を問わない**新たな助成金制度の創設(10/10、日額上限8,330円)**
- ・ 委託を受けて個人で仕事をする方も支援(一定の要件を満たす方:日額4,100円)

### ◆ 個人向け緊急小口資金等の特例

- ・ 緊急小口資金等の特例の創設(緊急小口 10万円→20万円、無利子、償還免除等)

### ◆ 放課後児童クラブ等の体制強化等

- ・ 午前中から**放課後児童クラブ**等を開所する場合等の**追加経費を国費(10/10)**支援
- ・ **ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免分を国費(10/10)**支援
- ・ **企業主導型保育施設利用者支援事業**の3月の割引券上限引上げ(月24枚→120枚)

### ◆ 学校給食休止への対応

- ・ 臨時休業期間中の**学校給食費の保護者への返還要請**、国による費用負担支援
- ・ **給食調理業者、食品納入業者、酪農家**等へのきめ細かい各種支援

### ◆ テレワーク等の推進

## (3) 事業活動の縮小や雇用への対応

### ◆ 雇用調整助成金の特例措置の拡大

- ・ 特例措置の対象を**全事業主**に拡大、対象の明確化(一斉休業等)、**1月遡及適用**
- ・ 特別な地域における助成率の上乗せ(中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3)等

### ◆ 強力な資金繰り対策 ※緊急対応策関連の金融措置:総額1.6兆円規模

- ・ 「**新型コロナウイルス感染症特別貸付制度**」を創設(**5,000億円規模**)し、金利引下げ、さらに**中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保**の資金繰り支援
- ・ 信用保証協会によるセーフティネット4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)
- ・ **日本政策投資銀行(DBJ)**及び**商工中金**による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サプライチェーン再編支援(**2,040億円**)
- ・ 民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請

### ◆ サプライチェーン毀損への対応

- ・ **国際協力銀行(JBIC)**の「成長投資ファンド」等の活用(**最大5,000億円規模**)
- ・ **DBJ**による国内サプライチェーン再編支援(再掲)

### ◆ 観光業への対応

- ・ 魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の**誘客先の多角化**等支援
- ・ 事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討

### ◆ 生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

## (4) 事態の変化に即応した緊急措置等

### ◆ 新たな法整備(令和2年3月10日閣議決定)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に**新型インフルエンザ**等対策特別措置法を適用

### ◆ 水際対策における迅速かつ機動的な対応

- ・ 上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応

### ◆ 行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

- ・ **確定申告期限の延長**(令和2年4月16日まで)、**運転免許の更新の臨時措置**等
- ・ 公共工事等の柔軟対応(**工期の延長**等)や繰越の弾力的対応

### ◆ 国際連携の強化

- ・ WHO等による緊急支援への貢献

### ◆ 地方公共団体における取組への財政支援

## 公の施設における新型コロナウイルス感染症対策の方針

### 方針

- 不特定多数の県民が利用する県立施設においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休館や一部施設の利用停止等の措置を、3月24日頃まで継続します。
- また、上記に関わらず、国から示される指針や専門家会議等の報告、県内における感染者の状況等を念頭に、施設の特性も踏まえ、個別に具体の対応を検討します。
- ホールや会議室等を提供する業務は継続します。なお、利用する主催者に対しては、県の対応を踏まえた利用等の検討を要請します。
- なお、開館する場合やイベント情報については、各施設のホームページおよび、県のホームページ等において、随時情報提供していきます。

## コロナに負けないぞ！！子ども応援プロジェクト

### 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症拡大のため、小・中・高・特別支援学校が臨時休業になるのに伴い、少しでも前向きな気持ちで、子どもたちに元気を持ってもらえるようなプロジェクトを展開する。

具体的には、県から、琵琶湖の生き物、滋賀の食など、子どもの好奇心を呼び起こすことができるコンテンツをテレビ、YouTube 等を活用して発信する。

また、子どもたちの「春への思い」や休み中に体験した出来事（料理）などを、写真・絵・作文・俳句で募集する。

### 2 内 容

#### (1) テレビ、YouTube 等を使った発信

子どもたちが興味を引く「琵琶湖の生き物」、「食」などの動画を発信  
《コンテンツの例》

- ① 琵琶湖博物館学芸員による公開講座
- ② 滋賀の野菜や郷土料理の紹介
- ③ 「家族のごはんをつくろう」レシピの紹介
- ④ 県産牛乳を使用したアイスクリーム、バター、プリンづくり

#### (2) 身近な体験・作品の募集

##### ① 子どもたちの「春への思い」（環境政策課）

- 写真（小さい春みつけた：春の草花や虫などの生き物等の撮影）
- 絵画（春の草花や虫などの生き物、春の食べ物や農作業など）
- 作文（春の体験、春にやりたいこと、春の思い出など）
- 俳句（春の季語の俳句）

##### ② 料理の写真（食のブランド推進課）

近江米で「おにぎり」をつくり、お父さん・お母さんをお手伝い。  
→「おにぎり」の写真に、感想、気づいたこと等を添えて応募

##### ③ ぬり絵、ペーパークラフト等の作品写真（畜産課、水産課）

- ・「おさかな」ぬり絵
- ・魚のペーパークラフト
- ・紙粘土を使って「私の近江牛」を制作

#### (3) 景品

景品として、「近江米」「農産加工品」「ノート」等を提供

※詳細については、後日（準備が整い次第）資料提供する。

# 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法の一部を改正する法律案の概要

## 改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症の流行を早期に終息させるために、徹底した対策を講じていく必要がある。
- 国民生活や経済、社会に重大な影響を与えるリスクに対し総合的な対策を講じられるよう、新型コロナウイルス感染症も新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）の対象となるよう、改正を行う。

## 改正の概要

### 1. 法の対象となる「新型コロナウイルス感染症等」の定義の改正（第2条関係）

- 法の対象に新型コロナウイルス感染症を追加する（暫定措置）。

2. その他所要の改正を行う。

施行  
期日

公布の日の翌日

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的大流行のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国的大流行のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。(特措法第1条)

## 1. 平時から緊急事態宣言前までの措置

### (1) 行動計画の作成等

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成

### (2) 物資及び資材の備蓄

### (3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置

### (4) 発生時における特定接種(登録事業者(\*)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施

※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの

### (5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

## 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

※実施すべき区域等を公示

## 2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 市町村の対策本部を設置
- ② 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示
- ③ 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ④ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ⑤ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑥ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑦ 埋葬・火葬の特例
- ⑧ 行政上の手続に係る期限の延長等(運転免許証等)
- ⑨ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑩ 政府関係金融機関等による融資等



# 感染症に対する主な措置等

措置内容	感染症法に基づく措置				検疫法に基づく隔離等	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置
	医師から保健所への届出	病原体を媒介するねずみ、昆虫等の駆除 汚染された場所の消毒	就業制限 健康診断受診の勧告・実施	入院の勧告・措置	建物の立入制限・封鎖 交通の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;蔓延防止&gt;                             <ul style="list-style-type: none"> <li>検疫飛行場及び検疫港の集約化</li> <li>航空機や船舶の運航自粛</li> <li>外出自粛の要請</li> <li>興行場、催物等の制限等の要請・指示 等</li> </ul> </li> <li>&lt;社会機能の維持&gt;                             <ul style="list-style-type: none"> <li>臨時の医療施設の設置</li> <li>緊急物資の運送の要請・指示</li> <li>特定物資の売渡しの要請・収用</li> <li>生活関連物資等の価格の安定</li> <li>行政上の手続に係る期限の延長等(運転免許証等)</li> <li>(・予防接種の実施) 等</li> </ul> </li> </ul>
新型インフルエンザ等						
一類感染症						
指定感染症 (新型コロナウイルス)					※検疫法に基づく隔離等	
二類感染症						<b>新型インフルエンザ等: 新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新感染症 (新型インフルエンザ等対策特別措置法)</b>  一類感染症: エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱 等 二類感染症: 結核、SARS、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)、MERS 等 三類感染症: コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等 四類感染症: 狂犬病、マラリア、デング熱 等 五類感染症: インフルエンザ、性器ケミア感染症、梅毒 等 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律) 2
三類感染症						
四類感染症						
五類感染症						
五類感染症						